

指定居宅サービス重要事項説明書（居宅療養管理指導費） （介護予防居宅療養管理指導費）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費（以下、「居宅療養管理指導サービス」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	安来市立病院
代表者氏名	山崎 泉美
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	島根県安来市広瀬町広瀬1931番地 電話番号：0854-32-2121 FAX番号：0854-32-2125

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	安来市立病院
介護保険指定 事業所番号	島根県 3211210038
事業所所在地	島根県安来市広瀬町広瀬1931番地
連絡先 相談担当者名	電話番号：0854-32-2121（内線：504） FAX番号：0854-32-2125 栄養管理室：永江 美奈子
事業所の通常の 事業の実施地域	安来市及び松江市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が在宅での食生活を安全かつ快適に継続でき、さらに心身と生活機能を向上させることを目的とする。
運営の方針	利用者ごとに解決すべき課題を明らかにした上で、共同して計画を作成、食と栄養の支援を行う。

(3) サービス提供可能な地域及び営業時間

サービス提供地域	安来市及び松江市 ※その他必要に応じて対応します。
サービス提供日	月曜日～金曜日（国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）除く）
サービス提供時間	8時30分～17時15分

(4) 事業所の職員体制

管理者	水田 正能
-----	-------

職	職務内容	人員数
医師	通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。	1名以上 業務管理上支障がない場合は、安来市立病院の他の職務に従事することができるものとする。
管理栄養士	<ol style="list-style-type: none">1 医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、利用者または家族に、栄養管理に係る情報提供および栄養食事相談、助言を行います。2 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導サービスの内容について、利用者、家族に提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告します。3 管理栄養士の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。管理栄養士が感染源となることを予防し、また感染の危機から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える対策を講じます。事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。	適当数を配置。 業務管理上支障がない場合は、安来市立病院の他の職務に従事することができるものとする。
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導 (訪問栄養食事指導)	<p>通院などが困難な方、特別な治療食が必要な方、低栄養や嚥下機能低下の方などに、安心して在宅での食事療養を継続できるよう、医師の指示により管理栄養士が、利用者のご家庭を訪問させていただき、食と栄養の支援を行います。</p> <p>利用者ごとの栄養ケア計画を作成し、それに従って栄養管理を行い、栄養管理にかかる情報提供・指導・助言・記録などを行い、定期的に評価し、見直しを行います。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体状況、栄養状態の確認 ② 食事摂取量の確認 ③ 疾患や状態に合わせた食事内容・食形態の指導 ④ 調理指導（ヘルパーや家人への指導も可） ⑤ 栄養補助食品・介護用食品の紹介、使用方法のアドバイス ⑥ その他、食生活に関わる相談

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について (サービス提供は、月2回を限度とする)

区 分	利用料 (1人あたり)		利用者負担額	
単一建物居住者1人に対して行う場合	1回	5,450円	1回	1割 545円
				2割 1,090円
				3割 1,635円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	1回	4,870円	1回	1割 487円
				2割 974円
				3割 1,461円
上記以外の場合	1回	4,440円	1回	1割 444円
				2割 888円
				3割 1,332円

4 その他の費用について

交通費	安来市及び松江市にお住まいの方は無料です。 上記以外の地域にお住まいの利用者の方 片道 200円(税込)をいただきます。
キャンセル料	急なサービスのキャンセルの場合、キャンセル料はいただきませんが、速やかにご連絡ください。 連絡先 安来市立病院 栄養管理室 電話番号：0854-32-2121(内線：504)
その他	利用者の居宅で訪問栄養食事指導に使用する水道、ガス、電気、調理器具、食材料費は利用者の負担になります。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け(郵送)します。</p>
② 利用料、利用者負担 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>① 事業者指定口座(山陰合同銀行又はJA)への振り込み ② 病院の窓口にて現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※利用料、利用者負担(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p>
--------------------------	--

	<p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしてします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしてします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

7 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	地域連携室 室長 山根 育子
-------------	----------------

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。

(3) 苦情解決体制等の指針を整備しています。

(4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、介護支援専門員又は利用者が予め指定した連絡先に連絡します。

主治医	医療機関名	
	氏名	
	連絡先	
介護支援専門員	所属	
	氏名	
	連絡先	
家族等連絡先	氏名	続柄 ()
	電話番号	自宅・携帯・勤務先
	住所	

9 事故発生時の対応方法について

- (1) サービス提供中に発生した事故については、迅速かつ円滑に対応します。また、管理者が責任をもって事後処理に当たります。
- (2) 利用者のご家族と連携を密にし、状況によっては市町村へも連絡をとり処理を講じます。
- (3) 利用者に対する適切な対応の後、事故発生の原因究明と再発生を防ぐためリスクマネジメント委員会を開き検討します。
- (4) 損害賠償等に関しては、現在加入している事業者用損害賠償責任保険に報告し、要賠償の場合には円滑に対応する様計らいます。

10 身体拘束の禁止について

利用者に対する身体的拘束、その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者の生命または身体を保護するため、緊急のやむを得ない場合には、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯等を記載した説明書・経過観察記録・検討内容など、記録の整備や適正な手続きにより、身体等の拘束を行うものとします。

事業者は、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとします。

11 衛生管理

事業者は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備します。
- (3) 事業者において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 社会情勢及び天災時の訪問について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震・風水害など著しい社会秩序の混乱などにより居宅療養管理指導の業務の履行が難しい場合は、日程・時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震・風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、居宅療養管理指導の業務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

14 担当職員急病等の訪問対応について

事業所の都合（担当職員の急病等）により、サービス提供ができなくなった場合、別の日程を調整するか、可能な限り代替職員にて対応します。サービス提供が困難な場合は速やかに利用者に連絡を行います。

15 ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - 1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - 2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - 3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

利用者からの苦情について迅速かつ適切に対応するため窓口を設けます。

苦情内容は記録にまとめ再発生の防止に役立てます。

担当者 安来市立病院 地域連携室 室長 山根 育子

受付時間 月曜日～金曜日（国民の休日・年末年始（12/29～1/3）除く）

8時30分～17時15分

電話 0854-32-2121

17 重要事項説明の年月日

本日、居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、重要事項について説明し、質問、意向などを話し合う機会を得ました。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

事業者	所在地	島根県安来市広瀬町広瀬1931番地
	法人名	安来市立病院
	代表者名	安来市病院事業管理者 山崎 泉美
	事業所名	安来市立病院
	説明者氏名	印

この説明について、よく理解できましたので、居宅療養管理指導サービスを利用することに同意します。

同意年月日	年 月 日
-------	-------

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印 利用者との続柄：